

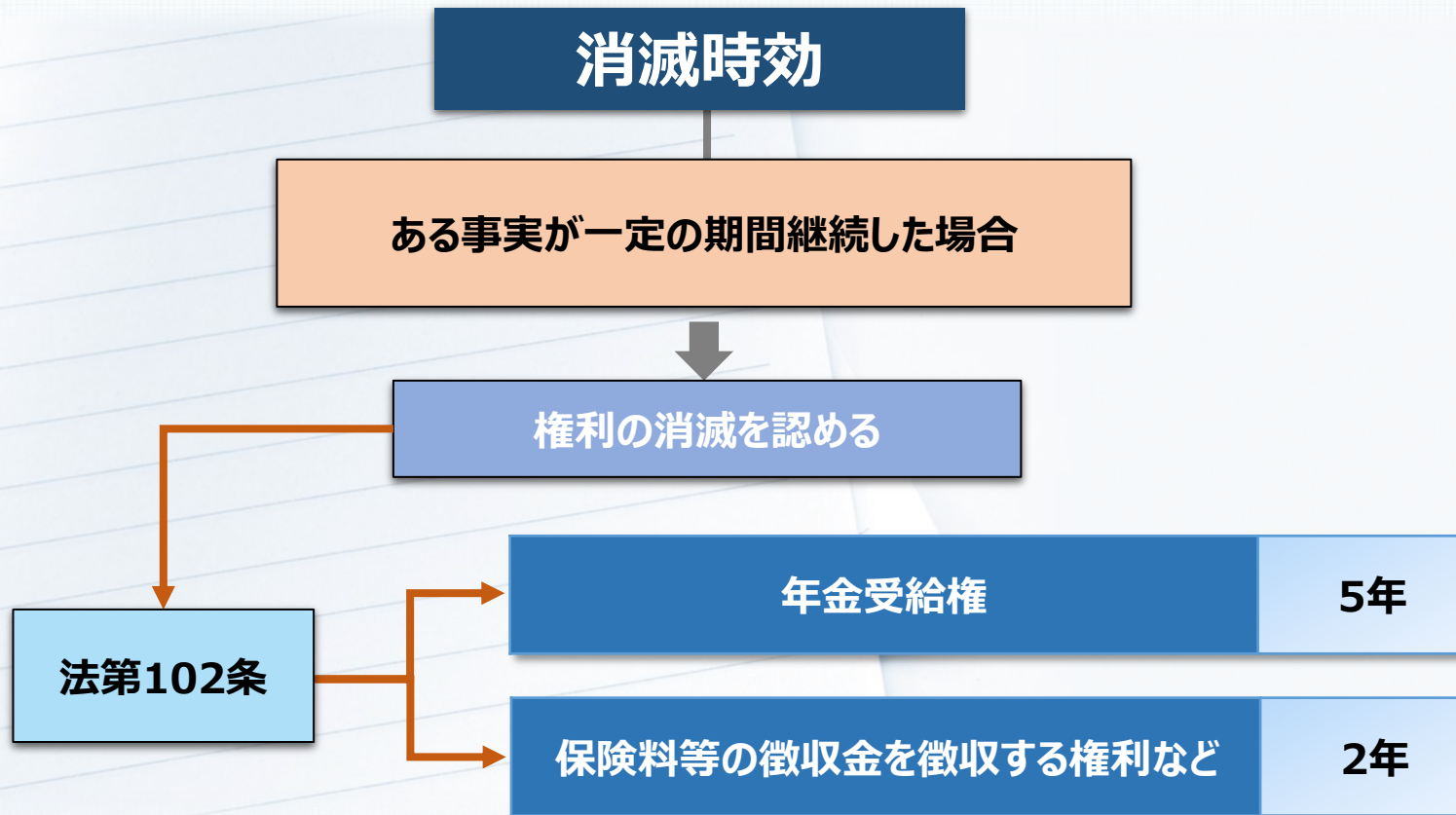
時効・不服申立てほか①：9分

1. 国民年金法の消滅時効
 2. 基本権の消滅時効
 3. 支分権の消滅時効
 4. その他消滅時効（法第102条第4項）
 5. 時効の起算日
 6. 不服申立て（法第101条、101条の2）
 7. 審査請求と再審査請求の請求期間
 8. 審査請求と再審査請求の手続き
 9. 再審査請求と訴訟との関係
- ※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第102条第4項……………国民年金法第102条第4項

国民年金法の消滅時効



基本権の消滅時効①

国民年金法 第102条第1項

年金給付を受ける権利（当該権利に基づき支払期月ごとに又は一時金として支払うものとされる給付の支給を受ける権利を含む。第3項において同じ。）は、その支給事由が生じた日から5年を経過したときは、時効によって、消滅する。

年金給付を受ける権利（基本権）

5年の消滅時効の期間

やむを得ない理由

遅延理由申立書

国は基本権の
時効を援用しない

基本権の消滅時効②

時効の援用



時効の利益を受ける者
(国)



時効の利益を受ける
(年金給付を行わないこと)



意思表示
(時効の完成を主張)

支分権の消滅時効①

平成19年7月6日
施行

厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律（年金時効特例法）

施行日において基本権（受給権）を有する者などであって、
年金記録が訂正されたことにより年金が増額した者※

（※受給権が発生した者が、消滅時効により、直近5年分の年金に限って支給を受けた者など含む）

消滅時効が完成した場合においても、
記録の訂正に係る部分の年金が時効特例給付として支払われる。

施行日後において基本権（受給権）を取得する者については
5年より前の支払分の年金が自動的に時効消滅しないよう手当された。

（法第102条第1項に括弧書きが加えられ、第102条第3項に会計法第31条を適用しない旨の除外規定が設けられたことによるものである。）

支分権の消滅時効②

年金時効特例法 施行日
平成19年7月6日

基本権発生日が
平成19年7月6日以前

基本権発生日が
平成19年7月7日以降

権利の発生から5年の経過により
時効の援用を要せず自動的に
時効により消滅

個別に時効の援用を行った場合に限り時効により消滅

- ・年金記録の訂正がなされた上で裁定が行われた場合
- ・国または日本年金機構の事務処理誤りと認定された場合など

時効を援用せず年金を支給

その他消滅時効（法第102条第4項）

消滅時効の期間は2年

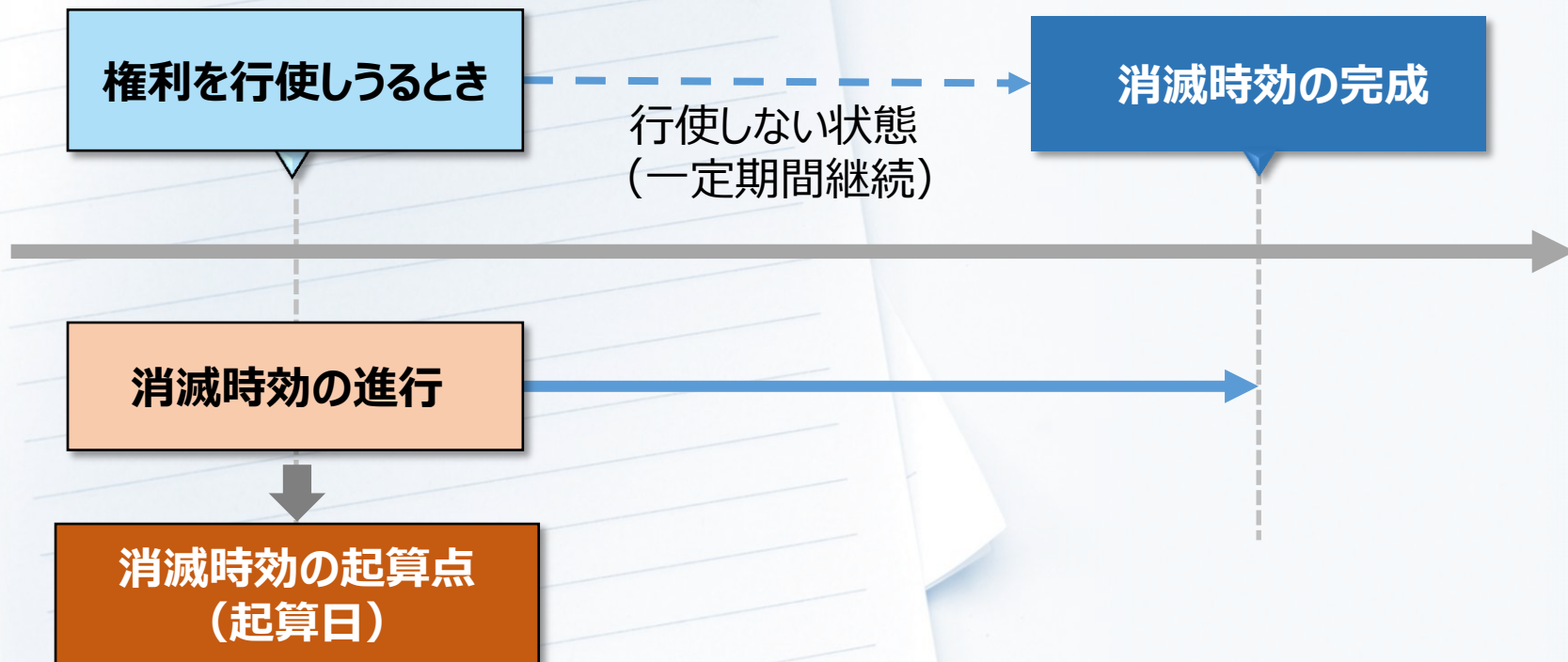
保険料等の徴収金を徴収する権利

（その）還付を受ける権利

死亡一時金を受ける権利

基本権や支分権の消滅時効の期間とは異なる取扱いである。

時効の起算日①



時効の起算日②

年金の種類	消滅時効の期間	消滅時効の起算日
老齢基礎年金	5年	支給事由が生じた日の翌日※
障害基礎年金		※ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の支分権については年金の支払期月の翌月の初日
遺族基礎年金		
未支給年金	5年	受給権者（死亡者）の年金の支払期月の翌月の初日
死亡一時金	2年	死亡日の翌日
脱退一時金	2年	日本に住所を有しなくなった日

時効の起算日③

区 分	消滅時効の期間	消滅時効の起算日
保険料の徴収権	2年	納期限の翌日
保険料の還付請求権	2年	還付請求書が債権者に到達した日の翌日

民法第140条（日、週、月又は年によって期間を定めたときは、期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りではない。）の規定により、初日は算入しないことに注意すること。

不服申立て（法第101条、101条の2）

不服審査制度の目的

被保険者や被保険者であった方などの権利や利益の救済を簡易迅速に行うこと

- 1 被保険者の資格に関する処分
- 2 給付に関する処分
- 3 保険料その他徴収金に関する処分

↓ 審査請求

第1次審査機関

地方厚生（支）局

社会保険審査官

▶ 厚生労働省の職員のうちから厚生労働大臣が任命する

↓ 再審査請求

第2次審査機関

厚生労働省

社会保険審査会

▶ 委員長と5人の委員で組織される
▶ 委員長と委員は、国会の同意を得て厚生労働大臣が任命する

審査請求と再審査請求の請求期間

社会保険審査官
に対する審査請求

処分があったことを知った日の翌日

60日

請求期間が経過したことに正当な理由があると認められた場合は60日経過後でも受理される。

請求期間

A horizontal timeline diagram. A dark blue arrow labeled '請求期間' (Request Period) starts at a vertical dashed line and points to the right. A light blue arrow continues from the end of the dark blue arrow, also pointing to the right. A vertical dashed line is positioned at the end of the dark blue arrow. A callout box with a dark blue background and white text '処分があったことを知った日の翌日' (The day after the day the disposal was made known) points to this vertical dashed line. Another callout box with an orange background and white text '60日' (60 days) points to the end of the light blue arrow. To the right of the light blue arrow, a text box explains that if a justifiable reason is recognized for the request period having expired, the request will be accepted even after 60 days have passed.

社会保険審査会
に対する再審査請求

社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日

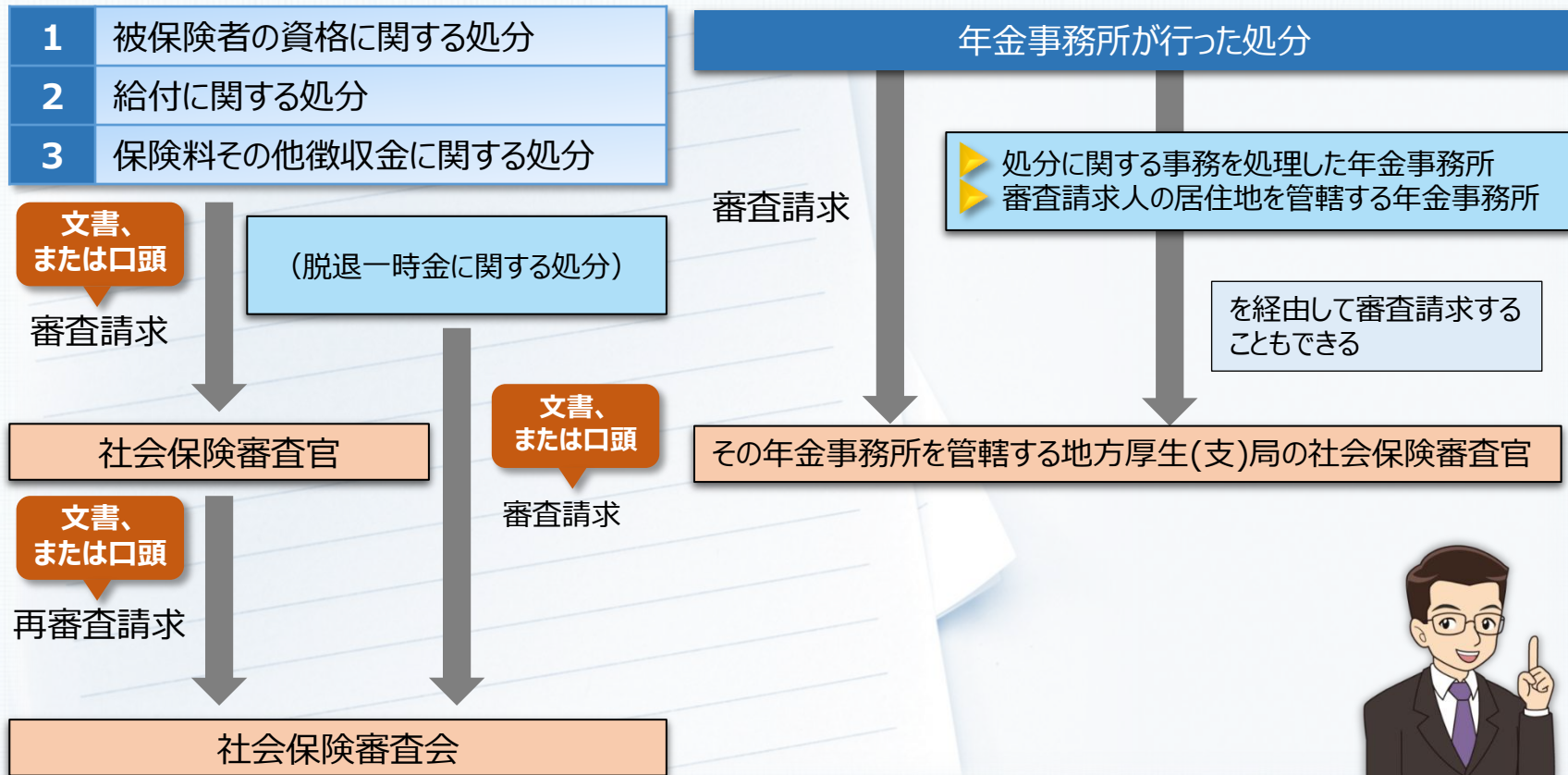
60日

請求期間が経過したことに正当な理由があると認められた場合は60日経過後でも受理される。

請求期間

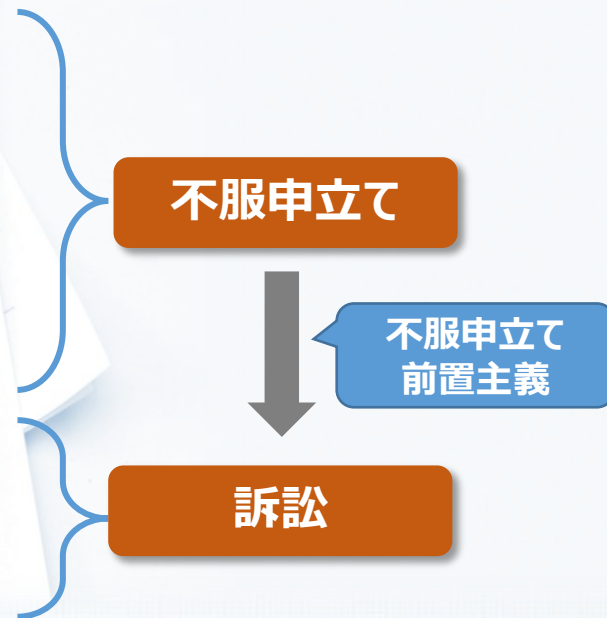
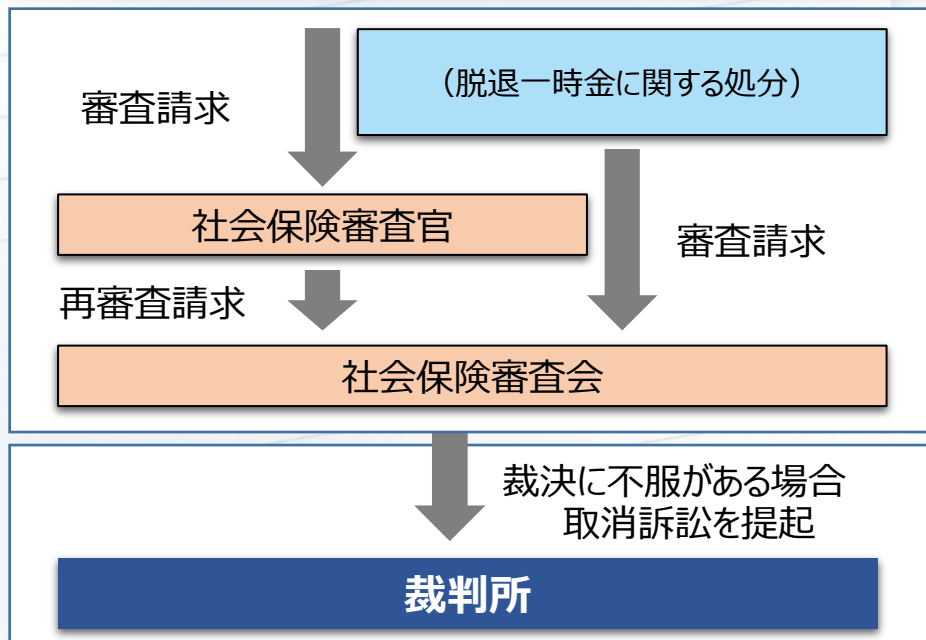
A horizontal timeline diagram. A dark blue arrow labeled '請求期間' (Request Period) starts at a vertical dashed line and points to the right. A light blue arrow continues from the end of the dark blue arrow, also pointing to the right. A vertical dashed line is positioned at the end of the dark blue arrow. A callout box with a dark blue background and white text '社会保険審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日' (The day after the day the copy of the administrative review officer's decision was sent) points to this vertical dashed line. Another callout box with an orange background and white text '60日' (60 days) points to the end of the light blue arrow. To the right of the light blue arrow, a text box explains that if a justifiable reason is recognized for the request period having expired, the request will be accepted even after 60 days have passed.

審査請求と再審査請求の手続き



再審査請求と訴訟との関係

- 1 被保険者の資格に関する処分
- 2 給付に関する処分
- 3 保険料その他徴収金に関する処分



確認問題

問題 1

基本権の消滅時効の起算日は、「受給権の発生した日の翌日」で、支分権の消滅時効の起算日は「支払期月の翌月初日」である。

解答



(法第102条第1項、民法第140条)

設問のとおり、基本権の消滅時効の起算日は、「受給権の発生した日の翌日」で、支分権の消滅時効の起算日は「支払期月の翌月初日」です。法第102条第1項と民法第140条を参照してください。

問題 2

被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えは、その処分についての審査請求に対する社会保険審査官の裁決を経た後であれば、直ちに提起できる。

解答



被保険者の資格に関する処分の取消しの訴えは、その処分についての再審査請求に対する社会保険審査会の裁決を経た後でなければ、提起することができません。



時効・不服申立てほか②：12分

1. 届出等（法第105条）
2. 法第105条第1項
3. 法第105条第4項
4. 被保険者に関する調査と資料の提供等
5. 被保険者に関する調査（法第106条）
6. 資料の提供等（法第108条）
7. 機構（日本年金機構）への事務の委任等
（法第109条の4、第109条の10）
8. 罰則（法第111条～第114条）
※ 確認問題

■ 講義中の法令、略令の一例 ■

・法第105条第1項……………国民年金法第105条第1項

届出等（法第105条）

国民年金事業の運営上必要な事項について
届出を行う義務（法第105条）

被保険者

受給権者

受給権者の属する
世帯の世帯主等

被保険者や受給権者の
身分関係・生活関係などの変動

国民年金の諸般の事務に大きな影響をもたらすこと
になるので、その変動について、所要事項の届出義務
を課したものです。

法第105条第1項

法第105条 第1項

被保険者の届出義務

被保険者は、厚生労働省令の定めるところにより、

第12条第1項又は第5項に規定する事項を除く

ほか、厚生労働省令の定める事項を第3号被保険者以外の被保険者にあつては市町村長に、第3号被保険者にあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。

「法第12条に規定する資格の取得および喪失、種別の変更、氏名および住所の変更に関する事項を除く」

	第1号被保険者	第3号被保険者
届出事項	法第12条に規定する事項を除く、厚生労働省令の定める事項 (具体的には国民年金法施行規則に届出の方法とともに規定されている)	
届出先	市町村長 (特別区の区長を含む)	厚生労働大臣

法第114条

届出をしない場合や虚偽の届出をした場合は、10万円以下の過料に処せられる

法第105条第4項①

法第105条 第4項

死亡の届出

被保険者又は受給権者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、厚生労働省令の定めるところにより、その旨を第3号被保険者以外の被保険者に係るものにあつては市町村長に、第3号被保険者又は受給権者に係るものにあつては厚生労働大臣に届け出なければならない。ただし、厚生労働省令で定める被保険者又は受給権者の死亡について、同法の規定による死亡の届出をした場合（厚生労働省令で定める場合に限る。）は、この限りでない。

戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、死亡の届出をしなければならない

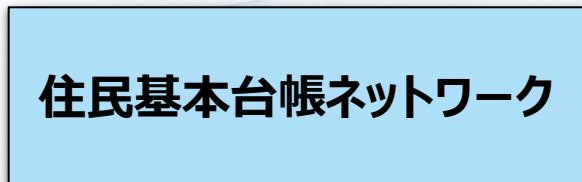
	第1号被保険者が死亡したとき	第3号被保険者、受給権者が死亡したとき
届出先	市町村長（特別区の区長を含む）	厚生労働大臣
届出方法	国民年金法施行規則第4条と第24条に定められている	

法第105条第4項②

平成23年7月～

受給権者の死亡の日から7日以内に戸籍法の規定による死亡の届出をした場合

日本年金機構に住民票コードが収録されている受給権者については、
直接、日本年金機構で住民基本台帳ネットワークから
本人確認情報の取得が可能となった



取得

本人確認情報



年金事務所への
「死亡届」の提出が不要

法第105条第4項③

戸籍法の規定による死亡の届出義務者

- ▶ 同居の親族
- ▶ その他同居者
- ▶ 家主、地主、または家屋もしくは土地の管理人

※同居の親族以外の親族も死亡の届出をすることができる

法第114条

死亡の届出をしなかった、戸籍法の規定による死亡の届出義務者に対しては、罰則が設けられており、死亡の届出をしない場合は、10万円以下の過料に処せられる。

被保険者に関する調査と資料の提供等

「被保険者に関する調査」

法第106条

「資料の提供等」

法第108条



被保険者に関する調査①（法第106条）

被保険者に関する調査（保険者の調査権）	
法第106条	第1項 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に 関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯 主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出 を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。
	第2項 前項の規定によって質問を行う当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の 請求があるときは、これを提示しなければならない。

厚生労働大臣が被保険者に対し調査権を発動できる**方法が3つ定められている。**

- 1 国民年金手帳の提出を命じること
- 2 被保険者本人、被保険者の配偶者、世帯主、あるいはこれらの者であった者の資産や収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じること
- 3 厚生労働省の職員に被保険者に対して質問をさせること

被保険者に関する調査②（法第106条）

被保険者に関する調査（保険者の調査権）

法第106条

第1項

厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、被保険者の資格又は保険料に関する処分に関し、被保険者に対し、国民年金手帳、被保険者若しくは被保険者の配偶者若しくは世帯主若しくはこれらの者であった者の資産若しくは収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じ、又は当該職員をして被保険者に質問させることができる。

1

国民年金手帳の提出を命じること

2

被保険者本人、被保険者の配偶者、世帯主、あるいはこれらの者であった者の資産や収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じること

3

厚生労働省の職員に被保険者に対して質問をさせること

被保険者に関する調査③（法第106条）

厚生労働大臣が被保険者に対し調査権を発動できる**方法が3つ定められている。**

- 1 国民年金手帳の提出を命じること
- 2 被保険者本人、被保険者の配偶者、世帯主、あるいはこれらの者であった者の資産や収入の状況に関する書類その他の物件の提出を命じること
- 3 厚生労働省の職員に被保険者に対して質問をさせること

法第112条

法第106条第1項の規定による提出命令に従わない被保険者や虚偽の書類その他の物件を提出した被保険者、あるいは、職員の質問に対して答弁をしない被保険者や虚偽の答弁をした被保険者は、6月以下の懲役、または30万円以下の罰金に処せられる。

資料の提供等（法第108条）

保険料の滞納処分や免除申請の勧奨を行う上で、対象者の資産や収入の状況を的確に把握することが必要。



厚生労働大臣は、官公署や医療保険者に対し書類の閲覧、もしくは資料の提供を求め、金融機関や被保険者の雇用主（その他の関係人）に対し報告を求めることができる。

法第109条の4

資料の提供等に関する厚生労働大臣の権限は、日本年金機構に委任されている。

機構（日本年金機構）への事務の委任等①（法第109条の4、第109条の10）

厚生労働大臣

監督

日本年金機構
(機構)

- ▶ 社会保険庁の廃止に伴い、平成22年1月に設立された非公務員型の公法人
- ▶ 政府が管掌する厚生年金保険事業や国民年金事業等の業務運営を担う

「機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任」（法第109条の4）

機構が厚生労働大臣の委任を受けて**当該事務を機構の権限として行う**もので、機構の名で機構が実施する。

「機構への事務の委託」（法第109条の10）

機構が厚生労働大臣の委託を受けて当該事務処理を行うが、**その権限は厚生労働大臣にあり**、厚生労働大臣の名で機構が実施する。

機構（日本年金機構）への事務の委任等②（法第109条の4、第109条の10）

「機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任」 （法第109条の4）	「機構への事務の委託」 （法第109条の10）
<p>機構が厚生労働大臣の委任を受けて当該事務を機構の権限として行うもので、機構の名で機構が実施する。</p>	<p>機構が厚生労働大臣の委託を受けて当該事務処理を行うが、その権限は厚生労働大臣にあり、厚生労働大臣の名で機構が実施する。</p>
<p>厚生労働大臣から権限を委任され、機構の名で実施する主な業務</p> <ul style="list-style-type: none">● 第1号被保険者からの届出についての市町村長からの報告の受理および第3号被保険者からの届出の受理● 国民年金手帳の作成・交付● 受給権の裁定請求の受理● 国税滞納処分の例による処分および市町村に対する処分の請求● 官公署、共済組合等、健康保険組合に対する書類の閲覧および資料の提供の求め	<p>厚生労働大臣から事務を委託され、厚生労働大臣の名で機構が実施する主な業務</p> <ul style="list-style-type: none">● 国民年金原簿の記録に係る事務● 被保険者に対する情報の通知に係る事務● 受給権の裁定に係る事務● 年金の支給に係る事務● 保険料の通知に係る事務

罰則（法第111条～第114条）

法第111条

不正受給に関する罰則

偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。ただし、刑法に正条があるときは、刑法による。

法第23条

偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

罰則

+

不正利得の徴収

給付の適正化

法第111条のただし書き

不正行為が刑法の罰則にも該当する場合には、刑法の適用が優先される。

確認問題

問題 1

被保険者又は受給権者が死亡したときに、その死亡の届出をしなかった戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、20万円以下の罰金に処せられる。

解答



(法第114条第1項第4号)

設問の場合には、「20万円以下の罰金」ではなく、「10万円以下の過料」に処せられます。

問題 2

偽りその他不正な手段により給付を受けた者は、1年以下の懲役、または30万円以下の罰金に処せられることになっている。

解答



(法第111条)

不正受給に関しては、国民年金法で最も重い罰則が適用され、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

